平成３０年５月１８日	
資　料　提　供	
担当課	那賀振興局林務課
担当者	向井、谷口
電話（直通）	0736-61-0015
本庁森林整備課と同時提供	

「紀の国森づくり基金活用事業」
平成３０年度（第２次）公募事業の募集が始まります！

１　趣旨

森林を県民の財産として守り育て、次の世代に引き継いでいくことを目的とした「紀の国森づくり税条例」及び「紀の国森づくり基金条例」が施行され、県では、森林環境の保全及び森林と共生する文化の創造を図るため、「紀の国森づくり税」を用い「紀の国森づくり基金活用事業」を実施しています。

この事業は、県民主体・県民との協働を重視して、両条例の趣旨に合った、自ら企画立案し実施する活動を公募し、審査・選定のうえ、補助するものです。

平成１９年度から平成２９年度末までにおいて、４１７のＮＰＯなどの団体が、多くの県民の参画を得て、森づくりなどの活動を行っています。

県民の皆様から、森林を守り育てる活動や、県民の森林への理解が深まる活動など、多くの応募をお待ちしています。

２　応募資格

県内に事務所又は営業所を有する法人、その他の団体

３　応募期間

受付期間：平成３０年６月１日（金）～平成３０年６月２９日（金）
相談期間：平成３０年６月１日（金）～平成３０年６月２２日（金）

４　応募方法

(1) 提出書類
公募要領及び所定の申請書は、県庁森林整備課及び各振興局林務課に設置
また、県庁森林整備課のホームページからダウンロード可

(2) 提出方法
郵送、運送又は持参で最寄りの振興局林務課へ提出（郵送の場合は消印有効）

５　選定方法

紀の国森づくり基金条例第５条の規定に基づいて設置した「紀の国森づくり基金運営委員会」において、以下の事項について調査審議をしたうえで、本事業に適したものを知事が選定

(1) 整合性（条例の趣旨に合致しているか）
(2) 公益性（事業の内容、場所等が県民のためになるか）
(3) 計画の実現性（実現できる計画であるか）
(4) 効果（投資効果が高いか）
(5) 予算の内容（事業に係る経費配分はどうか）

※　なお、応募のあった事業については、平成３０年度予算の範囲内で採択の可否を決定します。